

入 札 公 告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び多古町財務規則第126条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この公告は、平成31年度予算の成立を前提とした契約の準備行為である。従って、この入札による開札の結果は、平成31年度予算が多古町議会で議決を得た後、平成31年4月1日をもって入札行為の効力が発生するものとする。なお、多古町議会で当該入札案件に係る予算が否決された場合は、入札を無効とする。

平成31年1月16日

多古町長 所 一 重

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 多古町役場庁舎外8施設で使用する電力の供給（長期継続契約）
- (2) 納品の場所 香取郡多古町多古584番地外
需給施設は以下のとおり。
多古町役場庁舎、多古町コミュニティプラザ、多古町立常磐小学校、多古町立久賀小学校、多古町立第一小学校、多古町立中村小学校、多古町立多古中学校、多古町学校給食センター、多古こども園
- (3) 納 期 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- (4) 品名及び数量 詳細内容は、仕様書等に記載のとおりとする。

2 入札方式

制限付一般競争入札（電子入札）

3 入札に参加する者に必要な資格要件

下記の要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 平成30・31年度多古町建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者で、登載部門 物品、大分類 燃料・電力、中分類 電力 に登載される者
- (3) 公告日から開札日までの間において、多古町建設工事請負業者等指名停止措置基準（平成8年多古町訓令第3号）及び多古町物品等契約に係る業者指名停止基準（平成26年多古町訓令第15号）に基づき、指名停止措置を受けていない者
- (4) 公告日から開札日までの間において、多古町契約に係る暴力団等対策措置要綱（平成26年多古町告示第11号）に基づき、指名除外措置を受けていない者
- (5) 公告日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、公告日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者

- (8) 次に掲げる資本関係又は人的関係のある者が、同一入札に同時に参加していないこと。
- ア 代表役員本人又はその企業が、他の入札参加者へ総資本額の 50 パーセント以上を出資し、又は出資を受けている者
 - イ 代表役員又は役員が、他の入札参加者の代表役員又は役員を兼ねている者（ただし、監査役及び社外役員を除く。）
 - ウ 組合及びその構成企業
 - エ 代表役員及び他の入札参加者の代表役員が、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 配偶者
 - (イ) 直系血族
 - (ウ) 兄弟姉妹
- (9) 過去 5 年間（公告日から 5 年前の日が属する年度の初日を含む期間をいう。）において、官公庁が発注した本公告と同種の調達物品（電力供給）の納入実績を有する者

4 入札手続き等

(1) 担当課

入札担当課	財 政 課 管 財 係	電話 0479-76-5416 FAX 0479-76-7144 アﾄﾞﾚｽ kanzai@town. tako. chiba. jp	〒289-2292 多古町多古584番地
事業所管課	財 政 課 管 財 係	電話 0479-76-5416 FAX 0479-76-7144 アﾄﾞﾚｽ kanzai@town. tako. chiba. jp	〒289-2292 多古町多古584番地

(2) 競争参加資格確認申請書

入札に参加を希望する者は、本公告に定める資格要件を満たしていることを確認のうえ、申請しなければならない。

- ① 申請方法 ちば電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書（電子調達システムにより自動生成される帳票）に②に記載する書類を添付し、提出すること。

- ② 添付書類 競争参加資格確認申請書への添付書類は、以下のとおりとする。

・ 制限付一般競争入札に係る参加申込調書

※ 様式は、電子調達システム内入札情報サービス、又は多古町ホームページからダウンロードのこと。

- ③ 申請期間 平成31年1月16日（水）から平成31年1月30日（水）までの間とする。

- ④ 受 付 電子調達システムにより提出された競争参加資格確認申請書と添付された必要書類について、全て提出されている場合に限り、競争参加資格確認申請書受付票を発行する。未提出の者又は必要書類に明らかな相違がある者は、入札に参加できない。

- ⑤ 申請書等の事前確認 競争参加資格確認申請書を提出した者については、提出された申請書等により、次に掲げる事項について事前確認を行う。なお、入札参加の事前確認は、資格要件の一部を確認するものであるので、留意すること。

・ 平成30・31年度多古町建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者で、登載部門 物品、大分類 燃料・電力、中分類 電力 に登載されているか、否か。

- ⑥ 事前確認の結果 入札参加資格があると認める場合は、平成31年2月4日（月）までに電子調

達システムにおいて競争参加資格確認通知書を発送する。入札参加資格がないと決定された入札参加者は、書面により町長に対して説明を求めることができる。説明を求める場合は、宛先を多古町長とする書面を財政課管財係に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（町の休日を含まない。）に書面をもって回答する。

(3) 設計図書等の縦覧

本公告に示した入札案件に係る仕様書等及び契約条項（以下「設計図書等」という。）の縦覧は、電子調達システム内入札情報サービス（物品・委託）及び多古町ホームページに掲載して行う。

(4) 設計図書等の配布

電子調達システム内入札情報サービス（物品・委託）、又は多古町ホームページからダウンロードすること。なお、ダウンロードが困難な場合は、設計図書等をCD-Rで配布する。希望者は未記入のCD-R（700MB）を持参し、入力済みCD-Rと交換する。事前に事業所管課「財政課 管財係」に電話で申し込むこと。

設計図書等の配布は、23の表のとおり行う。

(5) 設計図書等に関する質問

設計図書等について質問がある場合は、質問書を任意の様式で作成の上、23の表に示す期間内に指定の場所に持参、FAX又は電子メールで行うことができる。（FAX又は電子メールの場合は、必ず到着確認を電話ですること。）

(6) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、書面により本人にFAX又は電子メールにて通知し、その写しを23の表のとおり事業所管課において閲覧に供する。

5 現場説明会

現場説明会は、実施しない。

6 入札方法等

(1) 入札方法 入札書は、ちば電子調達システムに入力することにより提出する。

(2) 入札期間 平成31年2月5日（火）午前8時00分から平成31年2月7日（木）午後5時00分まで

(3) 入札時の入力金額内訳書の提出 内訳書(別紙様式)の提出を求める。

(4) 留意事項

- ・ 応札金額は、内訳書(別紙様式)の電気料金入札金額〔税抜価格 G合計-H〕とする。
- ・ 予定価格は、予定使用電力量全体の調達額で設定しているところであるが、落札者との契約に当っては、落札者における基本料金と電力量料金の応札単価をもって、契約するものとする。

7 開札の場所及び日時

(1) 開札は、平成31年2月8日（金）午前9時00分から、多古町役場第4会議室において執行する。

(2) 開札は、非公開により実施する。

8 入札保証金

入札保証金は、免除する。

9 入札辞退

- (1) 辞退の期間 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札辞退届の提出方法 電子調達システムにより辞退届（電子調達システムにより自動生成される帳票）を作成し、提出するものとする。
- (3) その他
 - ・入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。
 - ・一度提出した辞退届は、開札前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

10 入札予定価格の公表時期

多古町競争入札における予定価格等の公表実施要領（平成28年多古町告示第6号）第4条第1項第2号の規定に基づき、事後公表（落札者決定後の公表）とする。

11 最低制限価格

本件入札において、最低制限価格は設定しない。

12 入札者の公表

本件入札の途中において、入札参加者の公表を行わない。

13 入札の無効に関する事項

- (1) 入札参加に必要な資格のない者及び虚偽の申請等を行った者のした入札並びに多古町電子入札約款で定められた条項に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格を有すると認められた者であっても、競争参加資格確認通知書の通知日以降、落札通知書の通知日前までに指名停止措置等を受けた者のした入札は、無効とする。
- (3) 多古町議会で当該入札案件に係る予算が否決された場合は、入札を無効とする。
- (4) 応札金額と入札金額内訳書に記載した金額が一致しない場合、又は入札金額内訳書の金額の積算に誤りがある者の入札は、無効とする。
- (5) 本件入札で示す仕様に適合しない物品を、入札の対応物品として応札した者の入札は、無効とする。

14 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。
- (2) 落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

15 再度入札

- (1) 再入札に係る入札書受付開始予定日時・入札書締切予定日時、開札予定日及び前回最低入札書記載金額については、「再入札通知書」で通知する。
- (2) 再度入札の場合においても、入力金額内訳書の提出を求めるものとする。

16 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に電子調達システムにより電子くじを実施し、落札候補者を決定するものとする。
- (2) 次順位候補者の順位を決定する必要がある場合は、当該入札者を対象に、電子調達システムにより電子くじを実施して次順位候補者の順位を決定するものとする。

17 落札候補者の資格要件の確認及び落札決定

- (1) 資格要件の確認は、落札候補者を決定した後、実施する。
- (2) 落札候補者となった者は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書を落札候補者となった旨の通知（保留通知）の日から3日以内（町の休日を除く。）に財政課管財係へ持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 落札候補者が提出期限までに制限付一般競争入札参加資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したとき、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出を指示する。
- (4) 前号の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（町の休日を除く。）に書面により町長に対して説明を求めることができる。説明を求める場合は、宛先を多古町長とする書面を財政課管財係に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（町の休日を除く。）に書面をもって回答する。
- (5) 前3号の規定は、次順位候補者に制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出を指示した場合において準用する。
- (6) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、既に確認を行った者を除き、その他の入札参加者の資格確認は行わない。
- (7) 落札者が決定したときは、電子入札調達システムにより落札通知書を発行し、入札参加者に速やかにその旨を通知する。

18 落札候補者が提出する書類

落札候補者は、電子調達システムから発行される保留通知書に記載される期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- ・制限付一般競争入札参加資格確認申請書
- ・使用印鑑届出書兼委任状の写し（年間委任している場合）
- ・関連業者調書（関連業者がある場合）
- ・受注実績に係る契約書の写し

※制限付一般競争入札参加資格確認申請書、関連業者調書の様式は、電子調達システム内入札情報サービス、又は多古町ホームページからダウンロードすること。

19 契約の締結等

この入札は、平成31年度予算の成立を前提とした契約の準備行為として執行し、開札の結果は、平成31年度予算が多古町議会で議決を得た後、平成31年4月1日をもって入札行為の効力が発生するものとする。よって、落札者との契約の締結は、平成31年4月1日とする。なお、多古町議会で当該入札案件に係る予算が否決された場合は、入札を無効とする。

20 長期継続契約

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

21 支払条件

縦覧する契約書（案）に記載するとおりとする。

22 入札結果の公表

落札者決定後遅滞なく、多古町ホームページで公表する。

23 入札日程等

手続き等	期間・期日・日時	その他の事項
競争参加資格確認申請書の提出	期間 平成31年1月16日(水)から 平成31年1月30日(水)まで	電子調達システムで自動生成される様式により、電子申請する。 (提出先：多古町役場2階 財政課 管財係)
競争参加資格確認通知	期日 平成31年2月4日(月)までに 発送	「競争参加資格確認通知書」を電子調達システムにより通知
設計図書等の閲覧	期間 平成31年1月16日(水)から 平成31年1月30日(水)まで	電子調達システム内入札情報サービス及び多古町ホームページに掲載
設計図書等の配布	期間 平成31年1月16日(水)から 平成31年1月30日(水)まで	電子調達システム内入札情報サービス及び多古町ホームページから配布（ダウンロード） ※都合によりCD-R配布（ダウンロードが困難な場合）財政課 管財係
質問書の受付	期間 平成31年1月16日(水)から 平成31年1月30日(水)まで	多古町役場2階 財政課 管財係 F A X 0479-76-7144 アドレス kanzai@town.tako.chiba.jp
質問書に対する回答及び閲覧	回答 請求受付後2日以内 閲覧 平成31年1月16日(水)から 平成31年2月7日(木)まで	多古町役場2階 財政課 管財係

入 札（電子）	開始日時 平成31年2月5日（火） 午前8時00分から 締切日時 平成31年2月7日（木） 午後5時00分まで 開札日時 平成31年2月8日（金） 午前9時00分から	電子調達システム
落札候補者の決定 保留通知	決定日（予定） 平成31年2月8日（金）	落札候補者及びその他の入札参加者 全員に通知
制限付一般競争入札参加 資格確認申請書の提出	期間（予定） 平成31年2月8日（金）から 平成31年2月13日（水）まで	落札候補者は、持参により提出のこと。 （提出先：多古町役場2階 財政課 管財係）
落札者の決定 落札通知書	決定日（予定） 平成31年2月18日（月）	落札者及びその他の入札参加者全員 に通知

24 その他

- (1) 申請書等のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格の内容が確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (2) 仕様書等の内容に関する電話での質問は、一切受け付けない。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 電子入札の方法により参加することが困難な場合でやむを得ないと認められた者は、紙入札業者として参加できる。この場合の取扱いは、多古町電子入札システム運用基準によるものとする。
- (5) 電子調達システムで提出する書類については、押印は不要とする。
- (6) 本件入札に係る予定使用電力量は、過年の実績を基に算出したものであり、実際の使用電力量を保証するものではない。
- (7) 入札が1者のみの場合においても、この入札は成立する。
- (8) その他、多古町電子入札約款、多古町電子入札システム運用基準による。

25 問い合わせ先

多古町役場 財政課 管財係(電話0479-76-5416)